

書 評

イアン・ファーガスン著／石倉康次・市井吉興監訳
『ソーシャルワークの復権：新自由主義への挑戦と社会正義の確立』

(クリエイツかもがわ、2012年)

山森 亮

1) はじめに

2009年に、自民党を中心とした政権から、民主党を中心とした政権に交代したことで、貧弱で抑圧的な社会政策が多少は良くなることを期待した人は多かったのではないだろうか。たとえば、障害者自立支援法の見直しを民主党は公約にかかげ、実際同政権のもとで、2010年には自立支援法違憲訴訟団と国のあいだで同法の廃止が約束された。また同党の公約にあった普遍的な子ども手当も支給が始まった。この二つの約束がその後どのような運命をたどったかは、周知の通りである。

イギリスで1997年に、それまで20年近く続いた保守党政権から、労働党政権への交代が起こったとき、当地の福祉関係者の多くが変化の期待を抱いた。同じ人々が、労働党政権下でのその後の社会政策に深く失望し、また2010年に保守党を中心とした政権が成立した後の政策動向にも、抵抗を続けている。こうしたイギリスの経験に学ぶことは、2009年8月と2012年12月を経験した私たちにとって、何がしかの示唆があるように思われる。

本書英語版は2008年に出版されたが、いわば労働党政権とそれ以前の保守党政権に共通する政策思想（の問題点）を摘出し、それに対抗するソーシャルワーク実践を希求する内容となっている。本書の著者イアン・ファーガスンは、1980年代をソーシャルワーカーとしてスコットランド西部地域で過ごし、その後大学での研究／教育職に転じ、本書執筆時点ではスターリング大学、現在は西ス

コットランド大学のソーシャルワーク／社会政策教授である¹⁾。以下、まずは順を追って、本書の内容を紹介していこう。

2) 本書の内容

本書は全8章から成り立っている。第1章のタイトル「守るに値する専門職とは」は、著者たちのグループが2006年に開いた集会のタイトルでもある。新自由主義が世界を席卷した過去数十年のあいだに、ソーシャルワークの世界もすっかり「新自由主義的なソーシャルワーク」が主流となってしまい、ソーシャルワーク本来の理念なり出発点がないがしろにされてきたことが強調される。著者たちがよってたつ出発点とは、端的に言えばソーシャルワークが、不正義に抗する社会運動とともにあったことである。

つづく第2章から第4章では、新自由主義とその下でのソーシャルワークの変容について、詳しく分析される。

第2章「イギリスの新自由主義」では、福祉国家の黄金時代を可能にした「長期的な好況」が1973年に終わり、その結果生じた「収益性の危機に取り組むための政治的かつ経済的な戦略として」新自由主義を理解する著者の立場が披露される。新自由主義の具体的形態が、民営化と規制緩和であるとし、このうち民営化の一環としてコミュニティケアの進展が理解される。また後者の規制緩和の一環として、専門職団体への攻撃があり、

専門職の力をそぐために「『選択』と『利用者エンパワメント』の概念を取り入れた攻撃的な消費者主義」を通じてその攻撃はなされたとされる。

1997年に10数年続いた保守党政権から、労働党政権への政権交代が起こるが、労働党政権下でも新自由主義的政策が継続される。「イギリスの格差に向かう傾向は保守党政権下で始まり、ニューレイバー政権下でも継続し強化された。」選挙時の諸公約に反して、新自由主義を継続させてしまったのは、格差をそれ自体として重要視しなかったり、現代社会を階級社会というよりリスク社会とみなすような、ニューレイバー(新しい労働党)の「第三の道」のイデオログたちの理論的誤謬に問題があると説明される。

第3章「ニューレイバーと新しいソーシャルワーク」では、1997年5月の新しい労働党(ニューレイバー)政権誕生時に、「何百万人もの人々は、ニューレイバーのキャンペーンのとおり事態は好転すると信じ」、「ソーシャルワークの実践は教育に携わる多くの人々」にも「期待と希望を与えた」にも関わらず、なぜその期待と希望が、「無残にも裏切られていった」かについて詳説されている。著者ファーガソンによれば、その理由は二つあり、第一にニューレイバーたちの価値観が、貧困者を道徳的に裁こうとするような権威主義的な「新しい道徳主義」にあることである。第二に、このような新しい道徳主義が、本来のソーシャルワークのもつ価値観と衝突するため、ソーシャルワークを価値中立的、技術的なものにするための「現代化」を行おうとしたことである。

この現代化は、(1) マネジメント主義、(2) 規制というレトリック、(3) 根拠に基づく実践という3つの要素からなるとされる。ここでマネジメント主義とは、ソーシャルワークをアセスメントとケアマネジメントに矮小化するものであり、それを正当化するために「エンパワメント」「選択」「ニーズ主導のアセスメント」といった

レトリックが使われているという。二番目の、規制というレトリックとは、ソーシャルワークは失敗しているという事実認識のもと、ワーカーの専門性、自立性を掘り崩すような介入主義的な政策が、「規制」という名の下で行われているとされる。三番目の、「根拠に基づく実践Evidence-based Practice」だが、著者によればこれは「きわめて政治的な意図をもっている」とされる。「イデオロギー的に中立で科学的にも客観的であること」の要請は、「ソーシャルワーカーが、格差や抑圧の問題を」考慮することを困難にしようとするのである。

第4章「市場と社会的ケア」では、民間営利セクターの成長、非営利セクターの変質、ダイレクトペイメント(翻訳では「現金給付」)の導入などが、市場化のもとでのケア領域で起こったこととして記述され、それぞれ問題であるとされる。

第5章「消費者主義、パーソナル化、社会福祉運動」は、本書のなかで蝶番のような役割を果たしている章である。4章までの新自由主義という「上からの」動向に対して、6章以降でソーシャルワークのラディカルな伝統という「下からの」動向が詳述されるが、この二つの関係性が、この5章で示される。

第6章から最後まで、ソーシャルワークのラディカルな伝統が語られる。その名も「ラディカルな伝統」と題された第6章では、ラディカルなソーシャルワークの起源を19世紀にまで遡って議論している。起源を1970年代に求める通常理解は、「ラディカルなソーシャルワークを1970年代にイギリスに出現した運動とあまりに密接に関連させることは危険である²⁾」と批判される。また1970年代のラディカルな動向には、革命的なもの、改良主義的なもの、フェミニズムやリバタリアン的なものの、3つがあり、この最後のものを過大評価するような傾向に著者は批判的である。

第7章「クリティカル・ソーシャルワーク:争点

と論争」では、1990年代に入り、ラディカルな流れは、クリティカル・ソーシャルワークと呼ばれるようになったとされ、その多くが、ポスト・モダニズムの影響を強く受けていることが批判される。

「[新自由主義的な] 合意への挑戦」³⁾と題された最後の第8章では、新自由主義的なコンセンサスへの挑戦として、社会的不平等の問題に切り込まないもの(幸福学)と切り込むもの(反資本主義運動)が紹介され、後者の延長線上に、ソーシャルワークの再生を見出そうとしている。具体的には(1)(第三の道をも含む)新自由主義の道徳的権威主義に対抗できるソーシャルワークにおける倫理的なものの復権、(2) マネジメント主義に抗する、関係性とプロセスを重視する視点の復権、(3) 連帯感を育む社会的なものの復権、(4) 抑圧をもたらす社会構造への視点の復権、の4つが提唱される。最後に著者はこれらを一言で、政治的なものの復権といいなおしてもいる。

3) 選択やエンパワメントは新自由主義の隠れ蓑に過ぎないのか：私たちは何をreclaimすべきなのか？

本書を通じて述べられていることの核心、すなわち、新自由主義と、新自由主義的な社会政策やソーシャルワークとに抗していくことの重要性について、評者は強く同意する。またこのことの日本のソーシャルワークにおける意義については、伊藤文人の一連の精力的な研究(伊藤2006, 2007, 2008)に詳しい。そのため、以下ではそれらに屋上屋を架すことはしない。

ここでは紙幅の許す範囲で、1960年代から1970年代にかけてのイギリスの福祉権運動を研究している評者の立場から気になった点について、述べておきたい。

何よりも気になったのは、「選択」や「エンパワメント」、「利用者主権」といった事柄が、新自

由主義の隠れ蓑として扱われている点である。著者がこのような語り口になるのには、二つの相互に関連した視点によるものだと評者は理解している。一つは理論的な視点であり、もう一つは歴史的な視点にかかわる。

第一に、本書の分析に通底する、経済的なものが政治的なものを規定し、政治的なものが社会的なものを規定するという考え方である。経済的な危機が、政治的な領域における新自由主義を起動させ、その新自由主義によって、ソーシャルワークなどの社会的なものが犠牲になる、という論理構成を著者は取っている。このなかで「選択」や「エンパワメント」がソーシャルワークや社会政策の領域で新自由主義を押し進める隠れ蓑となっていることが語られるが、それでは「選択」や「エンパワメント」がいったいどこから出て来た要求で、そこにどのようなソーシャルワークへの批判が付随し、それらにソーシャルワークが主体的にどのように応答しようとして来たのかという分析がほとんど抜け落ちてしまっている。

上記のような理論構成を可能にしているのは、ある種の歴史の忘却ではないだろうか。すなわち第二に、1960年代から1970年代にかけて起こった社会運動と、そこで提起された要求がソーシャルワークに問いかけた事柄が、抜け落ちてしまっている点である。本書第6章で扱われているようなラディカルソーシャルワークは、上記社会運動の影響を受けたと考える解釈が一般的である。具体的には、例えば、イギリスでは福祉受給者たちの要求者組合運動、建物占拠運動、女性解放運動などが、ソーシャルワーカーとときに手を結び、ときに対峙しながら自らの要求を語り始めていた(ex. 山森 [2009] 第二章)。これらの運動ととって、ソーシャルワーカーは「敵」であったと、当時ソーシャルワーク教育労働者として社会運動に関わっていたフィオナ・ウィリアムズは述べている(Williams [2000])。

こうした運動との関係でラディカルソーシャルワークをとらえる考え方を、第6章の紹介で上述したように、著者は「危険」なものとして退ける。女性解放運動や要求者運動などの先述した社会運動のなかから、たとえば性別役割分業を批判し、労働や失業の意味を問い直していく動きがでてくるが、こうした動きを著者はまったく評価しない。

このような著者の立場は特定の年代の運動を捨象するだけではなく、それ以降の年代でも、ある種の運動は有害なものとして切り捨てていく。たとえば「1980年代にジェンダーや『民族』の『自立性』を強調しようとしたフェミニストやブラックナショナリストの著述家」たちについても、「そろいもそろって新興のポストモダンのパースペクティブに収斂していった」とされ、著者によれば、そのポストモダンのパースペクティブとは、「個人主義、貧困や不平等の構造的な説明の拒否、倫理的相対主義」の立場にたっており、「深刻な疑問を呼び起こさざるをえない」とされる。

著者のポストモダニズム評価に立ち入る紙幅はないが、ジェンダーや民族の自立性を強調しようとしたフェミニストやブラックナショナリストたちが、そろいもそろって不平等の構造的な説明を拒否したり、倫理的相対主義の立場にたったりしたという見解には、評者は同意できない。

このような著者の立場は、本書のタイトルを考えた場合、複雑な感慨を呼びおこす。「ソーシャルワークの復権」のものとタイトルはReclaiming Social Workである。著者が以前別の論文のタイトルで “Another Social Work is Possible! Reclaiming the Radical Tradition” というフレーズを使っている (Ferguson 2009) ことから明らかなように、社会運動の歴史の延長線上に自らの議論を位置づけようとしている。「もう一つのソーシャルワークは可能だ」と訳せる前半部は、「もう一つの世界は可能だ!」という反グローバルイゼーション運動のスローガンをもじったものだ。「ラディカル

な伝統を取り戻せ」(あるいは本書訳者に敬意を評せば「ラディカルな伝統の復権」と訳せる後半部は、Reclaim the nightや、Reclaim the streetといった社会運動のスローガンとの関連を彷彿とさせる。Reclaim the nightは女性に対する性的暴行(やその被害の軽視、被害者バッシングなど)に抗する街頭行動で、1976年にベルギーでこのスローガンが使われて以来、現在にいたるまで頻繁に使われている。Reclaim the streetは、1990年代イギリスで始まった、公共空間を人びとの手に取り戻そうとする運動である。これら二つの運動の参加者には、福祉権運動やフェミニスト運動などの参加者も多数いるが、これらすべてが、奇妙に本書では欠落しているのである。

このような本書の立場は、たとえば、1960年代から1970年代にかけて、社会運動のなかで提起された要求に正面から向き合い、またそうした運動とソーシャルワーカーのあいだに、構造的な対立点があることを認識した上で、社会政策やソーシャルワークの批判的な再構築をめざす立場とは対照的である。たとえば前述のウィリアムズは、1970年代後半以降の福祉国家の変容の主要因を、経済的なもの(財政危機)にも、政治的なもの(新自由主義)にもとめず、社会的なもの(福祉権運動の要求)に求めている。

こうした視点に立って初めて、福祉権運動の要求が新自由主義によって篡奪されていったこと、そして今、新自由主義に対抗するために何が必要なのかが分析できるのではないだろうか。第一にReclaimすべきは、私たちの先達による当事者運動とその中で要求された事柄であるように思われる。

4) 希望

本書評依頼を受けたとき、福祉権運動の調査のため、評者はイギリスにいた。そのとき障害者団体によるパラリンピックスポンサー企業への抗議行動が行われていた。本書にもしばしば出てくる

就労不能給付の受給者に対して、イギリス政府は現在、労働能力テストを義務づけているが、そのテストを行うのはソーシャルワーカーではなく、IT企業である。そのIT企業によって、おおくの障害者たちが就労可能と判断されて、抗議行動を主催した団体によれば、100人以上が自殺に追い込まれたという。そのIT企業はパラリンピックのスポンサー企業の一つだったが、私の知人でパラリンピックのボランティアをしていた人は、支給されたオリンピックパークの通行証のひもにあるその企業のロゴを、結んで隠して着用しているといっていた。

ソーシャルワーク門外漢の私が本書を書評することには躊躇いもあったが、彼女たちに背中を押されるような形で、書評を引き受けることにした。当事者たちの運動にどのように向き合いながら、あるいは当事者たちの運動の延長線上に、ソーシャルワーク実践がなされると、そこに新自由主義に対抗した社会的なものが立ち現れるのではないだろうか。本書の分析枠組みそのものは、そうした方向性とはやや異なる枠組みを提示しているが、著者たちが作り出した「ソーシャルワーク行動ネットワーク」というネットワークでは、多様な視点が混ざり合いながら、議論が深まっているようである。2013年4月の大会では、女性解放運動の闘士セルマ・ジェイムズも登壇予定である。著者たちの行動は、一つの希望である。

注

- 1) <http://www.uws.ac.uk/news---categories/corporate/uws-names-new-professor-of-social-work---social-policy/>, 2012年12月17日最終閲覧
- 2) この箇所の訳は評者による。
- 3) 原文はchallenging the consensus（訳書では「合意形成への挑戦」）。

参考文献

- Ferguson, I. (2009), 'Another Social Work is Possible!' Reclaiming the Radical Tradition. In V. Leskošek (Ed.), Theories and methods of social work, exploring different perspectives (pp. 81-98). Ljubljana: University of Ljubljana.
- Williams, Fiona (2000) 'Travels with Nanny, Destination Good Enough. A Personal / Intellectual Journey through the Welfare State', Inaugural Lecture at Leeds university.
- 伊藤文人 (2006) 「包摂の実践者か、排除の尖兵か? : イギリスにおける脱専門職化するソーシャルワーク」『日本福祉大学研究紀要:現代と文化』第113号、日本福祉大学福祉社会開発研究所。『日本福祉大学社会福祉論集』第116号、日本福祉大学社会福祉学部・日本福祉大学福祉社会開発研究所
- (2007) 「ソーシャルワーク・マニフェスト: イギリスにおけるラディカル・ソーシャルワーク実践の一系譜」
- (2008) 「ソーシャルワークと社会正義:『ソーシャルワーク・マニフェスト』に向けて」『総合社会福祉研究』第32号
- 山森亮 (2009) 『ベーシックインカム入門:無条件給付の基本所得を考える』光文社。

(やまもり・とおる 同志社大学教授)